

監 査 報 告 書

定款第 25 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年 5 月 12 日、代表理事から提出された第 12 事業年度の事業報告書、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録の各事項について監査しました。

その内容は適正なものと認めます。

令和 7 年 5 月 12 日

公益財団法人 岩手県水産振興基金

監 事 鈴 木 潤 一



監 事 佐 藤 薫

